

令和7年3月

第3回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年3月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	3番	横田 晋吾
4番	飯島 秀幸	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	7番	中島 信夫
8番	関口 和美	9番	岡田 実
10番	雨貝 洋子	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

2番 飯泉 厚彦

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- | | | |
|------|---------|---|
| | 議案第 3号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 4号 | 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| | 議案第 5号 | 現況証明の発行可否について |
| | 議案第 6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| | 議案第 7号 | 市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園の開設の認定に係る決定について |
| 日程第3 | 報告第 1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第 2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 4号 | 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 5号 | 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について |
| | 報告第 6号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第 7号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について |
| | 報告第 8号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について |
| | 報告第 9号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第 10号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| | 報告第 11号 | 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年第3回の総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。お忙しいところ御苦労さまでございます。令和7年第3回農業委員会総会を招集しましたところ、農業委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。大分暖かくなってきて、畑仕事も大変な方もいらっしゃるように入りますけれども、頑張っていていただければと思います。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

これより議事に入りますが、本日、議席2番の飯泉厚彦委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は22名で、定足数に達していることから、令和7年第3回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席20番飯島孝一委員、議席21番遠藤道夫委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号2番、28番については、それぞれ議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番、35番と関連する一体の申請であることから、議案第1号の審議から提出番号2番、28番を除いて議題とすることよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号2番、28番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、申請者は大豆・野菜・牧草を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には大豆を作付けする予定です。

提出番号3番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号4番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、3番、4番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号7番、8番については、同一申請人のため、一括して説明します。

申請人は野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 9 番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 10 番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 11 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 5 番から 12 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 3 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 12 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号 13 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 14 番、15 番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請人は、農業経営を開始する農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 12 番から 18 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、申請者は水稲と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号20番については、申請者は水稲と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号21番については、申請者は水稲と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号19番から21番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には水稲・野菜を作付けする予定です。

提出番号23番については、申請者は水稲・大豆・大麦を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号24番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号25番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号26番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号27番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号22番から27番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないものと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

報告します。

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号29番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号30番については、野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号29番、30番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番、3番から27番、29番、30番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番、3番から27番、29番、30番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての提出番号1番、3番から27番、29番、30番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありました。谷田部地区において調査を実施しておりますので、飯島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯島秀幸委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

近隣で住宅地の造成開発が進み、既存の家庭用ごみ集積所が収集容量の問題で利用に支障を来しているため、新たにごみ集積所用地として申請するものです。資金については、借入金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、親族と同居していますが、独立した生活をすべく、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定によ

る許可については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号5番と関連する一体の申請であることから、議案第3号の審議から提出番号1番を除いて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、飯島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯島秀幸委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和4年3月14日付け、つくば農委指令第11号をもって店舗用地として農地法第5条の許可を受けましたが、現在の借家が老朽化してきたため、店舗併用住宅に変更すべく、事業計画変更申請をするものです。

許可後の利用方法は、美容室としての店舗を併用した自己用住宅を1棟建築する計画です。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号2番について、承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号2番、28番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号、議案第3号及び議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号2番と議案第4号の提出番号1番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、電力の固定価格買

取制度を用いて、営農型太陽光発電施設として申請するものです。

議案第1号の提出番号2番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号1番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

下部農地については、ブルーベリーを栽培する計画となっており、705Wパネル112枚を設置する予定です。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する区画全体にブルーベリーを作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄う予定です。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、隣接地の太陽光発電施設を拡張するため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するもので、全体計画面積は8,959㎡です。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、615Wパネルを252枚設置する計画で、資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第3号の提出番号1番と議案第4号の提出番号5番については、自己用住宅に関連する一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第3号、提出番号1番については、令和4年1月18日付け、つくば農委指令第4号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第4号の提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、結婚を機に子供も生まれ、手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を祖父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関から

の融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号2番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま

す。議案第4号の提出番号1番から7番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置き、市内に事業所を持つ販売業を営む法人です。今般、事業所の増築工事に伴い、既存の従業員用駐車場が使用できなくなることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請されたもので、令和9年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、保護シートを敷き、その上を砕石敷、雨水は敷地内浸透処理とし、従業員用の駐車スペース92台分を確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭なため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番について、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置き、申請地と同一集落で保育園を経営する法人です。来園者及び従業員の駐車スペースが手狭であり、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車30台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 13 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 14 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 15 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、自身が小売電気事業を営んでいるので、直接需要者に電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、640 W パネルを 144 枚設置する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 16 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 17 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 18 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で建設業を営む法人です。既存資材置場が手狭であり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木柵で囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、碎石 60 m³、砂 10 m³、残土 70 m³、バックホウ 1 台などを置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 19 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 8 番から 19 番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第 1 種農地の例外許可規定及び第 2 種農地、第 3 種農地の許可基準に該当します。許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、借入金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、結婚を機に独立した生活をすべく、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号20番から22番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の例外許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で造園業を営む法人です。現在、工事の受注件数が増加しており、既存の資材置場だけでは業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、新たな資材置場用地として利用すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。砂利・砕石120m³、廃棄物用コンテナ3台、その他コンクリートブロックやパレット等を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。申請地周辺は住環境も良く、購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅2棟を建築する計画で、資金については、自己資金で賄

い、関係法令協議は整っております。

提出番号 25 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 26 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で自動車修理整備業を営む法人です。今般、自動車修理の依頼増加に伴い、既存の車両置場だけでは手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、新たな車両置場用地として利用すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をパイプ柵で囲い、通路部分を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、大型車 3 台、修理自動車 10 台、廃自動車 10 台、スクラップ類等を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 27 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。現在、工事の受注件数が増加しており、既存の資材置場だけでは業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、新たな資材置場用地として利用すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をパイプ柵で囲い、通路部分を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、バックホウ 1 台、ブルドーザー 1 台、大型ダンプ 2 台、コンクリート二次製品、砕石、伐採樹木等を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 28 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で社会福祉施設を運営する法人です。今般、賃貸テナントで運営している既存の施設が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たに児童発達支援施設用地とすべく申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建て施設 1 棟、鉄骨平屋建て車庫 1 棟を建築し、入所者用イベント広場を設け、職員用駐車場 10 台、送迎車両用駐車場 4 台、来客用駐車場 16 台分のスペースを確保する計画で、施設の定員数は、1 日当たり 10 名を予定しております。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 29 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 23 番から 29 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号30番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を祖父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号31番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号32番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号33番、34番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、いずれも第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、息子と同居していますが、手狭であることから、33番については売買により取得し、34番については息子より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、息子より借り受け、関係法令協議は整っております。

議案第1号の提出番号28番と議案第4号の提出番号35番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号18番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号35番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用を申請をするものですが、現地を確認したところ、公図と実測図が合致していないことが判明し、転用面積に疑義があるため、詳細な資料の提出を求め、継続審議といたしました。

以上のことから、議案第1号の提出番号28番と議案第4号の提出番号35番については、継続審議。提出番号30番から34番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号36番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で福祉サービス業を営む法人です。今般、既存の駐車場が手狭であり、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、整地後に転圧を行い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車19台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号37番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号38番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、住宅用地としての需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地1区画分を整備する計画です。資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号39番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、近隣で農地を借りておりますが、市内に転居し、農業の新たな拠点とすべく、申請地を取得し、農家住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、農家住宅1棟と農業用倉庫1棟を建築する計画です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号40番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号36番から40番については、一般基準を満たしており、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第1号の提出番号2番、28番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号28番、議案第4号の提出番号35番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第1号の提出番号28番、議案第4号の提出番号35番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第1号の提出番号28番、議案第4号の提出番号35番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号28番、議案第4号の提出番号35番については、白石委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号28番、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号35番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号2番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番から34番、36番から40番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第1号の提出番号2番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番から34番、36番から40番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号2番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番から34番、36番から40番について、承認及び許可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号2番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から34番、36番から40番については、原案のとおり承認及び許可することに決定いたします。

なお、提出番号28番につきましては、転用する農地面積が30aを超える案件となりますので、常設審議委員会に諮問の上、許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不整形な狭小地で、20年以上前から耕作されず、現在も農地として管理されていない状況で、容易に農地に復元することが困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る3月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、20年以上前に転用許可を受けて以降、宅地として利用されておりましたが、現在は建物が解体され、駐車場として利用がなされており、農地として復元することが難しい状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、20年以上前から道路として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号5番については、20年以上前から駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号4番、5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書24ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年2月13日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号31番までのとおりとなり、豊里地区15件、谷田部地区6件、荃崎地区3件、大穂地区4件、筑波地区2件、桜地区1件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号2番から5番、28番から30番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番、6番から27番、31番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号1番、6番から27番、31番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番、6番から27番、31番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進

に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についての提出番号1番、6番から27番、31番は原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、提出番号2番から5番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、遠藤委員、大野委員の退席を求めます。

(遠藤道夫委員、大野博司委員 退席)

議長(飯野 和男)

それでは、提出番号2番から5番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号2番から5番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番から5番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についての提出番号2番から5番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

遠藤委員、大野委員の復席を求めます。

(遠藤道夫委員、大野博司委員 復席)

議長(飯野 和男)

続いて、提出番号28番から30番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

(中島信夫委員 退席)

議長(飯野 和男)

それでは、提出番号28番から30番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号28番から30番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号28番から30番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についての提出番号28番から30番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議案第7号 市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園の開設の認定に係る決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園の開設の認定に係る決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書55ページになります。

議案第7号 市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園の開設の認定に係る決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より谷田部地区の市民農園の開設に当たって、市民農園整備促進法第7条第3項の規定により、認定の決定を求められているものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありました。谷田部地区において調査を実施しておりますので、飯島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯島秀幸委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

申請地は、つくばエクスプレス万博記念公園駅から西へ約4kmに位置し、農地、山林を含んだ計41筆で28,827㎡です。

申請者は、市外に本店を置く法人です。既存の市民農園について、令和6年3月に申請され、承認を受けた事業者から事業承継するべく、申請するものです。

市民農園の利用方法や農地転用する部分は、前回と同様となっており、問題ありません。

以上のことから、市民農園整備促進法第7条第3項の各号に該当するため、原案のとおり決定しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第7号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第7号について、飯島委員報告のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園の開設の認定に係る決定については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第11号についてですが、内容は議案書58ページから88ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第11号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第11号について終了いたします。

以上で議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
慎重審議、本当にありがとうございました。

その他

議 長（飯野 和男）

その他の報告ですが、今月 1 日に実施しました将来の農業担い手講習会について、農業担い手対策専門委員会の飯島委員長より報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

去る 3 月 1 日に、将来の農業担い手講習会を開催しました。

20名からの応募があり、当日は19名が参加しました。参加者は講師の話や営農に関するアドバイスを熱心に聞いており、終了時間を超えるほど多くの質問があつて、非常に有意義な時間となりました。委員の皆様には、開催に御協力していただきまして誠にありがとうございました。

以上です。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

専門委員会からの報告も終わりましたので、これもちまして令和 7 年第 3 回総会を閉会いたします。

【午後 2 時 55 分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員